藤沢市教育委員会定例会(2月)会議録

日 時 2006年2月3日(金)午後2時

場 所 東館2階教育委員会会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請 願
 - (1) 藤沢小学校区内の適正な位置に学童保育所を設置する請願
- 5 議事
 - (1) 議案第35号 市議会定例会提出議案(平成17年度藤沢市一般会計補正予算(第5号))に同意することについて
 - (2) 議案第36号 市議会定例会提出議案(平成18年度藤沢市一般会計予算)に同意する ことについて
 - (3) 議案第37号 教育財産の取得の申出について
 - (4) 議案第38号 藤沢市秩父宮記念体育館に係る指定管理者の選定について
 - (5) 議案第39号 藤沢市石名坂温水プールに係る指定管理者の選定について
 - (6) 議案第40号 県費負担教職員の人事異動について
- 6 その他
 - (1) 「生涯学習ふじさわプラン」基本計画の改定について
 - (2) 片瀬中学校教諭の後期中間試験の採点における不祥事について
- 7 閉 会

出席委員

 1番
 小
 野
 晴
 弘

 2番
 數
 野
 隆
 人

 3番
 開
 沼
 佳
 子

 4番
 平
 岡
 法
 子

 5番
 川
 島
 一
 明

出席事務局職員

| 教育総務部長 | 林 | | 良 | 雄 | 生涯学習部長 | 西 | Щ | Ξ | 男 |
|-----------|---|---|---|---|-----------|---|---|-----|---|
| 教育総務部担当部長 | 落 | 合 | 英 | 雄 | 生涯学習部担当部長 | 船 | 橋 | 国比古 | |
| 教育総務部参事 | 浅 | 木 | 良 | _ | 生涯学習部参事 | 鵉 | 藤 | | 潔 |
| 教育総務部参事 | 尾 | 嶋 | 良 | _ | 教育総務部参事 | 飯 | 島 | 広 | 美 |
| 生涯学習部参事 | 植 | 木 | 正 | 敏 | 生涯学習部参事 | 武 | | | 清 |
| 生涯学習部参事 | 田 | 中 | 正 | 男 | 学務課長 | 田 | 中 | _ | 次 |
| 保健給食課長 | 廣 | 野 | 賢 | _ | 生涯学習課主幹 | 田 | 代 | | 勉 |
| 青少年課主幹 | 吉 | 田 | 厚 | 治 | スポーツ課主幹 | 熊 | 谷 | 正 | 明 |
| 書記 | 小 | 島 | | 隆 | 書記 | 井 | 出 | 秀 | 治 |

午後2時00分 開会

開沼委員長 ただいまから藤沢市教育委員会2月定例会を開会いたします。

開沼委員長 日程に移ります。本日の会議録に署名する委員は1番・小野委員、2番・ 數野委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

開沼委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は1番・小野委員、2番・數野委

員にお願いいたします。

開沼委員長 続きまして、前回の会議録の確認でございますが、あらかじめお手元にお 配りしておりますので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

開沼委員長それでは、このとおり了承することに決定いたします。

小野委員 私は、本日の議題の議案第40号県費負担教職員の人事異動については、 人事に関する情報に該当すると思いますので、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第 13 条第6項ただし書の規定により、非公開の審議とするよ

う発議いたします。

採決を行います。

開沼委員長 ただいま議案第40号県費負担教職員の人事異動について、地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第 13 条第6項ただし書の規定により、非公開 の審議を要請する発議がありましたので、同条第7項の規定により、直ちに

ただいまの発議に対し賛成の方の挙手を求めます。

「 賛成者挙手]

開沼委員長 賛成5名。よって地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条ただ し書の規定により、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、

議案第40号県費負担教職員の人事異動については、後ほど非公開での審議

を行います。

開沼委員長 これより請願の審査に入ります。事務局より請願についての説明をお願い

いたします。

事務局 請願の件名は、藤沢小学校区内の適正な位置に学童保育所を設置する請願

でございます。請願者の住所は、藤沢市藤沢 540 学童保育み~んな 請願者 氏名は三浦 脩ほか8名でございます。なお、地方自治法第149条第2項に は予算を編成し、及びこれを執行することは、普通公共団体の長である市長 の担任事務となっており、教育委員会には予算編成権がないことが明記され

ております。また、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意

見の陳述の申立てがございました。以上でございます。

開沼委員長

事務局書記から請願についての説明がありました。また2つの事柄についての報告もありました。まず1点目の、予算を編成し、これを執行する権限は市長の担任事務となっており、教育委員に予算編成権がないということが地方自治法上明記されているということです。したがいまして、本請願につきましては、予算要望に係る部分を除いて審議することといたしたいと思いますが、教育委員の皆様にお諮りしたいと思います。

次に、請願者から意見陳述の申出もございますので、あわせてお諮りした いと思います。

小野委員

まず予算要望に係る部分を除いて審議するということについてでございますけれども、教育委員会には予算編成権がございませんので、教育委員会のこの会議におきましては、教育委員会に係る政策あるいは制度についての部分だけ審議をせざるを得ないと考えます。また、意見陳述につきましては、請願文だけでは判断しかねる部分もございますので、規定の範囲内で許可すべきだと考えます。

川島委員

私も小野委員と同じ考えでございます。意見陳述について予算要望的な部分は許可できないのではないかと思います。また教育委員会としては、その政策や制度に関しての部分のみ許可されたらいかがかと思います。

平岡委員

私も川島委員と同じ意見でございます。請願の審議並びに意見陳述も予算要望に係る部分を除いて許可することにしたいと思います。

數野委員

私も皆さんと大体同じ意見ですが、予算の要望の件につきましては、私どもには決定権はございませんので、その件は外して審議することに依存ありません。それから陳述の件でございますが、今、私が申し上げたようなことをご承知の上で陳述なさるなら、それはよろしいと考えます。

開沼委員長

私も委員の皆様と同様の意見です。それでは、請願につきましては、予算要望に係る部分を除いて審議し、意見陳述も教育委員会の政策や制度について許可したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

開沼委員長

それでは、請願につきましては、予算要望に係る部分を除いて審議いたしまして、意見陳述も教育委員会の政策や制度について許可することと決定いたします。

意見陳述につきましては、本教育委員会の請願・陳情等の取扱規程に基づき請願者の意見陳述の時間は5分間といたします。時間を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、請願者から意見の陳述を許しますので、請願者は陳述席までお 進みください。 請願者 意見の陳述

開沼委員長 それでは、本請願に対する教育委員会事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 それでは、藤沢小学校区内の適正な位置に学童保育所を設置する請願につきまして、ご説明申し上げます。請願の要旨そのものは、現在、藤沢市藤沢 540 番地に1戸の場所に空き店舗活用の助成を受けまして、放課後の学童保育みーんなを行っているところですが、この補助に対して2年の期限が3月末で切れることに伴いまして、その後の運営について市からの支援もしくは学童保育の新設を求めているものでございます。

本学童保育みーんなは、経営者みずからが駅型の児童クラブを目指してつくられた民間の児童クラブでございます。周辺の小学校、藤沢小学校、大道小学校、本町小学校などに通学する児童の利便を図るため、経済部の商店街の活性化を図る目的で空き店舗活用の補助、家賃の 10 分の7の補助を受けまして事業展開を図っているものでございます。この補助そのものが今年の3月末で切れることに伴いまして、施設運営に支障が生じることから利用者の利便を図るため、新たな経済的支援を求めているものでございます。

現在、青少年協会が行っている児童クラブ、放課後児童クラブ事業につき ましては、昭和43年に留守家庭児対策研究会の報告を原点といたしまして、 その後、留守家庭児対策研究会の報告を原点といたしまして、その後、留守 家庭児実施基本方針、さらにモデル事業区における試行を経まして、留守家 庭児対策事業実施要綱を制定した上で、村岡地区、藤沢西部地区、鵠沼地区、 長後地区で行われましたが、昭和 45 年3月にこのうちの3ヵ所が児童の減 少によりまして閉鎖となりました。そのことから昭和 45 年7月に藤沢市子 どもホーム運営費補助金交付要綱を制定いたしまして、同時期に風の子クラ ブ(辻堂西海岸)が開設され、以後、補助金の額など運営上の支援を行う中 で各地区に児童クラブの立ち上げが、父母会等を中心に行われてまいりまし た。このため各地区の児童クラブが多様な活動をする中で、地域による格差 の解消を図る趣旨のもとに市内一円を同一のサービスでカバーする事業を 実施するということで、平成7年度から財団法人藤沢市青少年協会により一 体的なサービスを図ることとしたものでございます。青少年協会の設立に伴 いまして、支援の手法も補助金から委託料へ移行を図りました。この設立に あわせて1小学校に1児童クラブ、待機児を出さないという考えを基本とし た方針が確認されました。現在では市内に 32 の児童クラブを青少年協会が 運営するとともに、市内4法人が4クラブを運営する中で放課後児童への支 援を行っています。これらの児童クラブは、地域の子どもの状況によりまし て、順次施設の整備を行ってまいりましたし、今後も同様に考えてございま す。

受け入れ児童数につきましては、国におきましては留守家庭の小学校1年生から3年生を対象とした事業ではございますが、本市では1年生から4年生までの児童も受け入れを行っています。なお受け入れ児童にゆとりがある児童クラブにつきましては、5年生、6年生の受け入れも行いまして事業の充実を図っている次第でございます。

近年の施設整備につきましては、平成 15 年度では鵠洋小学校の児童クラ ブの整備後に児童が増加したことに伴いまして、分館を開設し、16年度にお きましては辻堂小学校、さらには六会、湘南台小学校区に整備を行いました。 今後も地域の実情や児童の増加に対処すべく整備の計画をしております。藤 沢小学校区の児童クラブにつきましては、藤沢市大鋸2 5 18 にありまし て、平成3年度に建設した施設で、隣接の公園との一体的な活用が図られ、 児童の遊ぶ環境もすぐれていると考えております。また、平成 17 年度の児 童クラブ員数は69名で、定員70名の枠内での受け入れとなっています。今 回の請願は、利用者からの希望がある中で藤沢駅周辺の空き店舗を活用して 運営を行っていた学童保育みーんなが、経済的支援が切れることで運営への 金銭的な補助、また駅周辺に児童クラブを立ち上げてほしいなど、利用者の 希望を図ってほしいとのことですが、教育委員会といたしましては、学区の 児童クラブに受け入れ数の余裕があることから、現時点では新たな取り組み は行っておりませんし、経済的支援も考えておりません。しかしながら、今 後に児童数が増加し、待機児童が出るような状況が想定されましたら、同地 域等に新たな拠点を確保することになるとは考えております。その場合には 地域の方の協力を得て施設の確保や整備に当たってまいりたいと考えてお ります。

このことから今回の請願につきましては、希望に沿うことはできないと考えております。自主的に設けられた施設を運営、活用する場合はやはり経営者なり利用者なりが責任を持って運営等に当たっていただきたいと考えております。以上です。

開沼委員長 本請願に対する説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご意見・ ご質問をお願いいたします。

小野委員 問題になっている第2ちんちろ児童クラブが現在の場所に設置した理由をご説明いただけますか。

吉田青少年課主幹 第25んちろ児童クラブは、青少年協会が設置される以前、藤沢小学校の保護者の方々が中心となりまして、平成3年に現在の場所に建設されました。土地は市の普通財産でございますが、また昭和51年に大道小学校区のちんちクラブが、51年ぐらいから別棟で運営をされておりました。協会が平成7年に設立されまして、その後、平成10年になろうかと思いますが、ち

んちろクラブが大分老朽化したことから取り壊しまして、第2ちんちろクラブの一部を増築して利用するという経過がありまして、現在の施設となっております。また、平成10年度の段階においては、保護者の方々から今のある場所について子どもたちが生活する上で環境としてはよいのではないかというような意見もあったということを聞いておりますし、当時としまして、移転などを希望する声もなかったと聞いております。

川島委員

今回の請願は、藤沢小学校区内に適正な配置を要望されているが、児童クラブの設置に関して基準があるのか。そして学校から離れている児童クラブがほかにもあるのか。あるならその保護者からクラブの配置に対して要望があるのかどうか伺いたいと思います。

吉田青少年課主幹

対課後児童健全育成事業は、児童福祉法上の児童館等の施設を提供されるサービスということでございまして、放課後児童クラブについては、法律上では児童福祉施設に当たりません。また厚生省の法令の中では児童福祉施設の最低基準がございますけれども、その中でも特に規定はございません。また藤沢市も神奈川県においても設置に関しての基準はございません。

それから小学校から離れている児童クラブにいては、青少年協会が発行しています青少年施設の中に児童が歩いて何分というような冊子がありますけれども、それを見ますと、今お話になっております藤沢小学校と第2ちんちろ児童クラブに関しましては、徒歩で10分となっております。この資料によりますと、学校から15分以上かかるクラブとしましては、亀井野小学校区にありますかめの子児童クラブ、大越小学校区のつくしんぼ児童クラブと5つございます。保護者の方から遠いといったことに関しての要望は特にございません。

數野委員

児童クラブが遠いということで、児童はもとより保護者は過酷であると請願にもり込まれております。また陳述でも安全面のことが強調されておりました。確かに遠いということは小さい子どもにとっては過酷なことであろうと思いますが、藤沢小学校区内のどこに配置するのが適正かということになりますと、距離が等間隔なら真ん中に置いてということもありますが、これにも土地の確保でなかなか難しい面もあります。昨今の子どもたちの痛ましい事件を見ておりますと、遠いということと安全面の2つがあるように思います。各クラブによって多少の差異はあろうかと思いますけれども、通所に対して各クラブが基本的にはどういうことに気配りしているのか、教えていただきたい。遠いということに関してはどこに設置するのがいいかは難しいと思いますが、子どもたちの行き帰りの安全については、遅くなったりすると職員が送っているということだが、全般的にはどういうふうに対処されているのでしょうか。

吉田青少年課主幹 児童の安全対策については、地域などで不審者が出たといった情報があ ったときは、学校と連絡をとって指導員が学校へ迎えに行くなどの形をとっ ております。また、常日ごろ出席、欠席の確認の徹底、帰宅については原則 として保護者が行うということの徹底なども指導しています。また指導員に ついても日ごろ機会があるごとに安全面に関しての研修を受けているとい う実態もあります。

平岡委員

学校から児童クラブまでの安全の確保に対しては学校と児童クラブとの 十分な連携が必要だと考えます。その点についてもお互いの協力体制ができ ますようにお願いしたいと思います。市内の児童クラブの運営主体すなわち 誰が運営しているかについて説明をお願いしたい。また学童保育「みーんな」 のような任意で実施しているところはほかにもあるのかどうか教えていた だきたいと思います。また、何らかの形での要望は出ているのでしょうか。

吉田青少年課主幹

市内の児童クラブの運営主体については、17年度4月1日現在、財団法 人藤沢市青少年協会が運営しているものが 32 クラブございます。社会福祉 法人が運営するものが3クラブ、学校法人が運営するものが1クラブであり ます。

それから今回、請願いただいている学童保育「みーんな」のようなところ が市内にあるのかということですが、現在、青少年課で把握している範囲で は2件で、その運営は1つは社会福祉法人、もう1つはNPO法人と聞いて おります。そこからの要望ということでは、1つだけ財政的な支援に関して、 要望といいますか、相談を受けたことがございます。

開沼委員長

体等について質疑がなされましたけれども、ほかにはご意見等ございますか。 藤沢市では1小学校区に1児童クラブというのを基本になっていますが、 基本にしているというのはまだないところもあり得るということの裏返し だと思います。これは全小学校区に1児童クラブを一遍につくるにはいかな かったから、こういう文言が載ったと思うのですが、現在、1児童クラブを

複数の学校区で使っているところがあるのか、そして定員や何かで子どもた ちや保護者が不都合を感じているところはないのか、伺いたいと思います。

第2ちんちろ児童クラブの経緯と児童クラブの設置基準、安全面、運営主

吉田青少年課主幹

1小学校区に1児童クラブということで現在それがまだ未設置といいま しょうか、できていないというところでございますけれども、今、お話に なっています藤沢小学校区と大道小学校区、第2ちんちろ児童クラブとも う1ヵ所、御所見小学校区と中里小学校区とも複数の小学校区でそれぞれ 1小学校区1児童クラブとなっていないところがございます。このような 未設置の状態につきまして、今後、当然児童の推移を勘案しながら各クラ ブごとに青少年協会が委嘱しております運営責任者の方のご意見等を踏ま

數野委員

えながら、そのときの必要に応じ整備計画を立てていきたいと思っております。

平岡委員

各児童クラブでは1年生から4年生までの受け入れをしているということですけれども、受け入れの定員枠を超えることもあるようです。そこで待機児童を生まない対策を教えていただきたいと思います。

吉田青少年課主幹

現在、藤沢市は1年生から4年生までを受け入れておりまして、定員を超えたクラブにつきましては、定員の25%増しといった範囲の中で暫定定数を設定して、対応を図っています。待機児童を出さないということは大事なことですので、過去に増築と分館を設置することで定数の対策を講じたこともございます。

川島委員

ちょっと視点を変えて、児童クラブの運営につきましては補助制度はど のようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

吉田青少年課主幹

児童クラブにつきましては、法律的に申しますと、放課後児童健全育成事業の中で費用の一部を国と県から補助を受けて実施しております。放課後児童健全育成事業が国や県の補助を受けるときの条件といたしまして、市町村が実施をする事業となっており、本市の場合もこの事業の実施主体は藤沢市で、運営は法人に委託しているのが現状の制度運営でございます。

川島委員

事務局から青少年協会が設立されるまでの経過説明もあったけれども、 今後の児童クラブの運営はどういうふうにされるのか、お伺いしたいと思 います。

吉田青少年課主幹

今後の児童クラブの運営についてですけれども、青少年協会が設立される以前は、各児童クラブを利用なさる保護者の方々を中心に、地域の方々を取り入れる中で児童クラブ運営委員会をつくりまして、運営してきております。その当時の課題といたしましては、今問題になっています施設の確保とか、指導員の身分保障の関係、経理に関したこと等の課題があったと聞いております。そういった課題が協会が設立された平成7年以降につきましては、今上げたような課題については、完全というわけではございません。まだまだ課題について取り残すことはございますけれども、1小学校区1児童クラブというようなことを基本に、市内では均一サービスが提供できますということを考えますと、引き続き、現在の体制で発展に努めていこうと考えております。

開沼委員長

児童クラブが保護者を中心に地域住民の方々の手で運営されるようになったのが昭和 40 年代で、そしてそれを引き継ぐ形で青少年協会を中心とした運営の一本化によって従来から抱えていた課題が解決されるというような形で児童クラブにおける環境の充実が進んできているというようなお話だと思います。ただ地域環境あるいは地域が持っている地域力といったも

のもそれ以上に早いスピードで様変わりしているというようなところもあります。暮らしを取り巻いている環境の変化を見通して、子どもたちの暮らしの実情にあわせて児童クラブのあり方、例えば設置場所とか保育条件などの内容も軌道修正が必要になってくるのではないかと思っています。その意味で藤沢市の今後の児童クラブのビジョンあるいは見通しなどについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

植木生涯学習部参事 児童クラブの今後につきましては、今日の社会状況を考える中では大きな問題であると認識しております。藤沢市におきましても、児童対策を含めまして藤沢市次世代推進行動計画実現のため、今後は家庭や学校、地域、事業主、行政の連携が必要であるととらえております。我々としても積極的に次世代育成支援策の発展を図る中で、健やかな子育てをという考え方でおります。場所につきましては、用地の取得そのものがなかなか難しい状況がございまして、なるべく公共用地が取得できればという考え方で進めていますし、近隣に子どもたちが活動できる環境があればよりよいという考え方でございます。いずれにいたしましても、児童クラブ事業につきましては1小学校区に1ヵ所という形と待機児を出さないことを基本理念として、市内におけるサービスの均一化を図っていきたいという考え方のもとに、環境整備とともに事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

開沼委員長 青少年協会に運営を一本化しているという話があったのですが、それは どういった理由からですか。

吉田青少年課主幹 青少年協会に運営を一本化ということですけれども、青少年課としましては、地域の子どもは地域で見守り育てるという考え方を元に、施策の展開をしてきております。一方、藤沢市青少年協会におきましても、市内 14 地区の青少年協力会の代表者とか子供会の代表者を、経営者に当たります理事としてメンバーに加わりまして、民間の活力を取り入れた形で運営を行っております。また児童クラブの運営に目を向けますと、運営委員としまして、自治会役員、民生委員、地域の青少年指導者がボランティアの立場で参画していただいております。現時点では青少年協会設立される以前から4つの法人に運営をお願いしておりますので、その4つのクラブを除きまして、今後につきましても、青少年協会に運営を委託することが妥当であると考えております。

平岡委員 今回の請願の趣旨とは必ずしも合致しないと思うんですけれども、せっかく今日こうして児童クラブのことについて時間をかけて考えてまいりましたので、障害児の放課後支援の拡充という視点からも考慮していただきたいと思います。実施要綱の中でもその健全育成上指導を要する児童とい

うことで、養護学校の児童等も加えることができるとされておりますし、 障害児受入加算額の明示もされるようになった現状から考えますと、その 方向でぜひとも障害児受け入れ拡大に向けて最大限の努力をお願いしたい と思います。

開沼委員長

各児童クラブ運営委員会からの要望や意見等があったらお聞かせいただ きたいと思います。

吉田青少年課主幹

運営委員会があったときには必ず青少年協会が行っておりまして、その 段階で何かご意見がありましたときには、青少年課に来てお話しておりま すけれども、今の段階で、備品等に関してはありますが、特に強い要望と か意見はございません。

開沼委員長

ほかにございませんか。

議論が出尽くしたようですので、これで質疑を終わりにさせていただき たいと思います。

これから請願の採択を行いますので、委員の皆様のご意見をお伺いした いと思います。

平岡委員

将来的には駅の近くなど利用者の要望するサービスも考えられますけれ ども、現段階では当該学区に待機児童が出ていない状況を考慮しますと、 時期尚早だと思いますので、請願は不採択にしたいと考えます。

川島委員

青少年協会が運営しています児童クラブは、学校の協力のみならず地域の方々のさまざまな協力を得て実施されております。今後も利用者の意見を十分に反映した事業展開が可能ではないかと思われますので、青少年協会が中心に推進する方針に同意しますので、本請願に関しては不採択といたします。

數野委員

青少年協会が現在進めておられます児童クラブのサービスは市内均一に 提供されているように思います。任意に設けられております施設につきま しても、経営者、利用者双方の努力で責任を持って立派に運営されている と感じました。現時点で請願が出ている学校区で欠員が出ていないという こともありますし、事務局も状況に応じて対処するときちんと述べており ますので、この請願は不採択としたいと考えます。

小野委員

今まで教育委員会としても1小学校区1児童クラブということで推進してまいりましたが、まだ1小学校区1児童クラブが実現していないという状況がございますので、それをまず最優先という形にしたい。まがりなりにも、大道小と藤小については「ちんちろ」と「第2ちんちろ」児童クラブが設置されているということを考えまして、請願者のお気持ちはよくわかりますけれども、残念ながら不採択としたいと考えます。

開沼委員長

私もこの請願につきましては不採択と考えます。しかしながら、共働き

あるいは母子・父子家庭の児童の放課後と、学校休業日の生活は丸一日になりますので、そういう生活を守る児童クラブの役割は今後ますます高まってくると思っております。今後の児童クラブのあり方につきましては、児童クラブを利用しているお父様、お母様たちだけではなく子育てをしている保護者、そして多くの市民にも議論に参加していただいて、藤沢の次世代を担う子どもたちをどのように育成していくのか十分に話し合っていただきたいと考えております。事務局におかれましても、次世代の育成支援の見地から今回の請願と同様にサービスを受けます利用者の方々の声を十分に聞いていただいて、今後の計画に盛り込んでいっていただきたいと思います。

皆さんから請願に対する意見をいただきまして、この請願は採択するのに ふさわしくないという意見が一致いたしましたので、不採択としたいと思い ますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

開沼委員長

それでは、藤沢小学校区内の適正な位置に学童保育所を設置する請願に ついては、不採択と決定いたしました。

開沼委員長

これより議事に入ります。

議案第35号市議会定例会提出議案(平成17年度藤沢市一般会計補正予算(第5号))に同意することについてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

浅木教育総務部参事 議案第35号市議会定例会提出議案(平成17年度藤沢市一般会計補 正予算(第5号))に同意することについてご説明いたします。(議案書参 照)

> この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見 を求められたことによります。

藤沢市教育委員会平成17年度補正予算(第5号)の概要ですが、歳出では増額補正する事業は、地域子供の家等整備事業費とスポーツ施設管理費の2件です。地域子供の家整備事業につきましては、秋葉台地域子供の家の用地を土地開発公社から買い戻すための経費。スポーツ施設管理費につきましては、指定管理者制度導入に伴いましてコンピュータシステムを変更する経費でございます。

減額補正事業については、入札等による執行残を減額補正するものです。 歳入につきましては、増額補正するのは災害用井戸掘削事業費補助金で、 保野小学校に災害用井戸をつくったことによる県の2分の1補助を見込む ものです。減額補正につきましては、入札による執行残等を減額補正する ものです。以上です。

開沼委員長

事務局の説明が終わりました。議案第35号につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

開沼委員長

それでは、議案第35号市議会定例会提出議案(平成17年度藤沢市一般会計補正予算(第5号))に同意することについては、原案どおり決定いたします。

開沼委員長

次に、議案第36号市議会定例会提出議案(平成18年度藤沢市一般会計予算)に同意することについてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

浅木教育総務部参事 議案第36号市議会定例会提出議案(平成 18 年度藤沢市一般会計予算)に同意することについて、ご説明いたします。(議案書参照)

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意 見を求められたことによるものでございます。

藤沢市教育委員会の平成 18 年度予算の概要についてですが、教育総務部関係では、平成 18 年度の藤沢市一般会計予算額は、おおむね 1,172 億円程度となり、前年比 105.6%であります。前年度に比較して伸びの大きな要因は、辻堂駅周辺地域都市再生事業の約 50 億円の経費であります。教育費に関しては、前年度より 16 億円程度の減、率では89.3%となっておりますが、この要因は、御所見小学校の大規模改修工事 13 億円、白浜養護学校の校舎買戻しの 8 億円が来年度はないということ、そのかわり六会中学校の大規模改修で 7 億円がありますので、それが増加の部分です。今年度と比較して 15 億円程度の増額は今申し上げた大きな 3 事業によるものです。

まず新入生サポート事業につきましては、今年度に引き続き1年生の児童数30人以上の学級にサポート講師を入れるという事業です。

幼児教育振興助成事業につきましては、来年度新たに市内の私立幼稚園の 園舎の耐震補強工事に助成する事業です。

国際教育推進事業につきましては、今年度は4人体制で外国人英語指導助手を入れておりますが、来年度は6人体制に拡大して英語の授業時間を増大を図るものです。

次に、教育情報機器関係事業につきましては、今年度に引き続き3ヵ年 計画で中学校にLAN整備を行うということで、来年度は5校を実施いた します。

学校安全対策関係事業につきましては、児童生徒の安全を確保するために、 学校の非常通報システムを現在のものから新たなものに改善していくこと と、今年度と同様に小学校の新1年生に防犯ブザーを配布するものです。

校舎耐震補強事業につきましては、16 年度から 20 年度までに 25 校の耐震補強をしていくことで、来年度は鵠南小学校、富士見台小学校、大鋸小学校、村岡中学校、大規模改修として六会中学校と 5 校を対象に耐震補強、大規模改修事業を実施いたします。

善行小学校改築設計事業、第一中学校改築設計事業につきましては、改築のための実施設計であります。

小学校プール温水シャワー設置事業については、5 校に温水シャワーを設置するというものです。

斎藤生涯学習部参事 生涯学習部関係では、生涯学習課の長屋門移築復原事業(新規)は、 江戸時代後期の豪農の姿をとどめる長屋門が村岡地区にございますので、市 の歴史文化遺産として保存活用するため、新林公園に移築復原するものです。 平成18年度は解体保存調査を行い、19年度に復原を予定しております。継 続事業ではなく単年度事業を予定しております。

海洋環境学習事業(継続)は、前年度に引き続き、新江の島水族館を活用し、子どもたちに海洋環境などを学習する機会を提供するもので、公民館を中心に応募しまして、1館20人程度を予定しております。またこの事業に関連して新江の島水族館を活用あるいは利用を助成する事業として学校教育部も予定しております。

青少年課の放課後児童健全育成事業(新規)は、(仮称)中里児童クラブ (中里小学校区)並びに(仮称)かもめ分館児童クラブ(新林小学校区)の 2ヵ所を新設、整備を予定しております。

子ども読書活動推進事業 (新規)は、「藤沢市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進を図ってまいりたい。またその一環として絵本を媒介として行うお話や読み聞かせなどの言葉かけを行いまして、親子のふれあいを深めるブックスタート事業を実施していきたいと思っております。

スポーツ課は、ビーチバレージャパン開催関係事業(新規)は、ビーチバレーの発祥の地である鵠沼海岸において、今年で20周年を迎える「第20回ビーチバレージャパン」を開催し、記念イベントを行うとともに記念碑を建立を考えております。

スポーツ施設整備事業(新規)は、(仮称)葛原スポーツ広場を整備し、 市民が屋外でのびのびとスポーツ活動を楽しめるよう、北部地域のスポーツ

施設の充実を図ってまいります。

文化推進課は、市民ギャラリー整備事業(新規)は、市民ギャラリーを安全かつ快適な状態に環境整備をするため、壁面改修工事を実施します。

これは教育費ではなくて総務費の関係ですが、市民会館整備事業(継続) は、市民会館全館の耐震補強工事を行うための設計を行ってまいります。

湘南台文化センター整備事業(継続)は、市民利用者から要望の多い洋式 トイレ等施設の改修を行うというものです。以上、新規事業を中心にご説明 いたしました。

開沼委員長

事務局の説明が終わりました。議案第36号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

まず教育総務部関係についてお願いいたします。

數野委員

新入生サポート事業について、18 年度の予算計上では昨年より何人増えているのか。

それから学校安全対策関係事業では学校非常通報システムの拡充とあるが、具体的にどんな拡充をされるのかお伺いします。

田中学務課長 新入生サポート事業では来年度は33名を予定しております。

飯島教育総務部参事 学校安全に係る学校非常通報システムの拡充は、教職員が首にかけて緊急時に通報ができるという仕組みで、校外の警備会社に通報が入り、そこから学校に連絡をして異常の有無を確認し、警察等が学校に駆けつけるということでございます。これが来年度に5年のリース契約が切れますために、より拡充したものと更新をしていきたい。今の通報システムでは学校内で異常があった、なかったかの確認できないというシステムになっておりますので、導入を予定していますものは教室、特別教室、体育館と通常子どもたちが活動する場所に防犯のためのブザーを設置する。先生が異常を知らせると職員室、事務室等何ヵ所かに設置してある装置に何年何組、あるいは体育館というところから異常の発信があったということがブザーと、くるくる回る警報ランプで知らされる。それと同時に警備会社に通報が行くということで、内側と外側に同時に緊急事態を知らせる通報が行くというシステムでございますので、今よりも緊急時に対して素早い対応が取れるということで、その機器に更新をしていく予定でございます。

數野委員

ブザーで警告を発して危険を知らせるということだが、どこの場所でどういう事態が起こったかを通話で知らせるシステムにする予定はないでしょうか。

飯島教育総務部参事 各社を調べてみても緊急事態に会話ができるというような仕組みのも のがまだないということでございますので、緊急のボタンを押したときに校 内の職員室等で緊急事態が把握できる。それを受けまして職員をその場所に 派遣すると同時に、緊急放送等で校内に知らせ、危険がある場合には避難誘導していくということでございます。

數野委員

携帯電話みたいなものを持ちながら通報できるようなシステムもありますので、せっかく新しいものを入れるのであったら、その辺のところをもうちょっと詳しく調べていただいたらどうかと思います。

飯島教育総務部参事 数社を比較して、特定のところつまり校内だけに危険箇所をランプで知らせる、その場での警報というものもありましたし、これは校外に出ていかないということで比較的バランスのとれた警報システムということで導入を目指しております。日進月歩で機能が向上していくということでございますので、今後とも調査しながら、その時点でよりよいものを入れていきたいと考えております。

平岡委員 このシステムは全部の学校に設置されるわけですか。

飯島教育総務部参事 小学校、中学校、養護学校含めて市内 55 校すべてに導入していくと いうことです。

川島委員

学校非常通報システムは 55 校全部にシステム化するということだが、携帯電話の普及で先生方も相当持っていられると思うから、瞬時に連絡がつくと思うんです。先生方の携帯電話の普及率を掌握されているのか。その辺は個人情報にかかるのかどうか。

飯島教育総務部参事 教育委員会として携帯電話の普及率を調べたことはございませんが、 常識的に考えてほとんどの職員が持っていると考えられます。ただし、教員 の場合は授業中に携帯電話でバイブレーションが起こったとしてもそれを 見るということは通常できない。したがいまして、プライベートのものを使 って緊急通報システムにしてもほとんどの職員が取って確認しないという 状況になりますので、なかなか難しい。プライベートのものは公以外のもの も授業中でも入ってくることはありますけれども、原則として公私混同にな りますので、取らない、見ないということで、子どもたちにとっても信頼さ れる授業ということで、携帯電話が鳴ったら先生が取るというようなことは 誤解を与えるということもありますので、現在使っていくことは難しいと考 えております。

川島委員

警報が鳴って、それを瞬時にどちらかへ連絡するのは携帯電話でやってもいいのではないか。鳴りました、その後、言葉がないよりは会話をしながら緊急連絡するということもなきにしもあらずで、それとともに、これは学校内でしょうけれども、もし校外に行った場合も通報者は携帯電話でというのが多いと言われている。通学路からすると、使い方、仕方を今まで私たちが経験していないIT製品が流行していますから、そういうことをうまくシステム化される方向で考えていただいたらいいのではないかと思うんですが、

プライバシーと公的と微妙ですけれども、そこをうまくすることによって犯罪とか事件が解決するスピードが出てくるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

小野委員

今までのシステムですと、先に警備会社に行ってしまって、なかなか瞬時に確認ができない。やはり非常の場合にはとにかく知らせる、警報を鳴らすということがまず第1だと思います。あとは周りの教室から応援が来るというような形で、携帯電話で様子を知らせるというような状況はそんなにないような気がするんです。余裕がある場合にはそういうことも考えられると思います。ただ学校内に、それから保護者に知らせるシステムについては市民自治部で考えているところですか、それについてはそちらの方をお使いいただく。とりあえずは現在使っているシステムの契約期間が切れるということもありまして、これは5年前に最新のシステムだったわけですけれども、5年もたちますといろいろ出てきているという状況の中で、新しく学校としても使い勝手がいいシステムに変えていこうということです。

川島委員

もう1つの質問は、新規の国際教育推進事業について、ネイティブスピーカーが4人から6人体制になるということですが、今のところそのネイティブの先生はどちらから来られているのか、少し経過についても教えていただければと思います。

飯島教育総務部参事

事 ALTの授業が始ったときにはネイティブスピーカーの方ということで、日本に住んでいる方よりも現地の方に直接来ていただいて、子どもたちにそこの国柄、文化、歴史、言葉というものをあわせて伝えてもらおうということがありましたので、藤沢市の姉妹都市にお願いして、推薦をしていただいていたという状況がございます。今年度の前半まではそういう方が2名いらっしゃいました。そのほかの2名は委託会社からの人です。今年度9月以降は4人とも委託に切り替えておりますので、4人から6人になった段階でどのような方が来るのかは、委託先の会社が募集して十分な研修を積んでこられるということで、確定した方々についてはわかりませんけれども、イギリスとかオーストラリアとか英語を母国語としている国々の人たちであると考えております。

川島委員

ネイティブの英語教育がどのように効果があるかは非常に微妙で、大学でもキャリアイングリッシュと称して1回1,000円で100回ぐらいやっているんですが、試験をするとあるときは効果がなかったり、あるときは効果があったりとパフォーマンスが微妙なんですが、藤沢市はその効果をどう調べているのか教えていただけますか。

飯島教育総務部参事 効果・成果については、まず子どもたちが外国の人たちに気楽に接していけるという状況が国際社会に生きる子どもたちにとって大切であろう。

物怖じしない。そういう意味ではネイティブのスピーカーの方々が入って下さるALTの授業が年間を通して多くなればなるほど、国際人としての資質が養われていくということでございます。それから日本の教師とチームティーチングで入っておりますので、教師が2人で30人とかいう人数でございますので、先生と1対1の会話をするときに半分の子どもたちを持ってすればいいということで、子どもたちがみずから英語を使って会話をするという時間が増大する。4人から6人に増えることによって年間のALTの授業時数が増えていくということで、我々としては大いに期待をしているところでございます。

平岡委員 関連して、各クラスには年間何時間ぐらい受けられる状況でしょうか。

飯島教育総務部参事 指導要領では1年から3年まで週3時間、年間105時間ございます。 そのうちの1割弱、10時間に満たない数が現在入っております。これが6人 になりますと15時間程度入るのではないか。そのくらいで県内のALTの 活用としては平均的なところにいくのかなと思っていますので、我々として はもう少し子どもたちがALTと接していく時間を増やしていけたらいい と考えております。

開沼委員長 以前は姉妹都市から来ていたということですが、今回、業者へ委託することになった経緯についてご説明いただきたいと思います。

飯島教育総務部参事 1つは姉妹都市から推薦されて派遣をしてもらうことが難しくなりつ つあるということがあります。かつては手づるとしてそういうルートを使わないと優秀な方に来ていただけなかったということがあるのですが、現在、日本の中でネイティブスピーキングができる方で、優秀な人材が増えてきておりますので、そういう方々を活用することによって、姉妹都市から直接呼ぶよりも安い予算で活用することができる。したがって、同じ予算をかけても人数を増やしていくことができるので、我々としては優秀な方が日本にいらっしゃるという状況の中で少しでも安い予算で子どもたちにたくさんの機会を与えることということで、姉妹都市から委託に切り替えていったという経緯がございます。

開沼委員長 教育総務部関係についてないようでしたら、生涯学習部に関連するご意見・ご質問をお願いいたします。

川島委員 スポーツ施設整備事業 (新規) について、葛原スポーツ広場についてどの くらいの整備をしようと考えているのか、オールウェザーなのか、アンツー カーなのか、クレーなのか、お聞かせください。

熊谷スポーツ課主幹 葛原スポーツ広場の整備については、現在、計画段階で、はっきりしたものをお示しすることは難しい状況ですが、基本的に屋外スポーツの施設が少ないということを受けまして、野球場をつくりたい、スポーツ広場をつ

くりたいという形の整備計画でございます。野球場の面数は、測量結果を含めてこれから設計に入っていきますが、できるだけ広いのびのびとした活動ができるような広いエリアの整備をしていきたい。その中にできるだけ多くの屋外スポーツ施設をつくっていきたいという計画でございます。

川島委員

藤沢市はビーチバレー発祥の地ということで鵠沼海岸にビーチバレーの素晴らしいものができて、全国大会もやっているけれども、こういうところにサウンドビーチバレーコートをつくっていただくと、子どもたちも結構やれて、太陽をたっぷりと浴びて、裸でもできるようなものも計画の中に入れてはどうか。サッカーにしてもミニのゴールを入れたり、テニスの壁打ちとか野球場だけでなく、多面的なスポーツ施設を提案したい。

田中生涯学習部参事 今回の整備計画は、藤沢市全体を見た中で、北部地域のスポーツ施設が少ない。特に野球場、ソフトボールのできるところが少ない中で、野球ができるような広場、野球を使わないときには地域の人たちがグランドゴルフとかゲートボールなりができるような規模で、また今財政状況が厳しい中で、広場という解釈の中で考えております。以前、川島委員から中学校の校庭に砂を入れてビーチバレーをやったらどうかというお話がありましたが、その後、私どもはビーチレクリエーションゾーンというのをバレーコートで最大12面を引地川河口に設置しております。またビーチサッカーも2面用意しております。そういう中で管理を観光協会にお願いしておりますが、そこで情報をとったところ、学校の先生が生徒を連れてきてサッカーをしていることがよくありますというお話を聞いておりますので、今の段階ではそういう場所を活用いただければと思っております。

開沼委員長

私から3事業について質問させていただきたいと思います。まず海洋環境 学習事業(継続)に公民館事業が入っておりますが、具体的な内容について ご説明いただきたいと思います。

斎藤生涯学習部参事 海洋環境学習事業ですが、公民館は藤沢市内に 13 館ございますけれども、1 館 20 名の小学生を募集いたしまして、2 日間にわたって新江の島水族館で学習をしていただくという内容です。まだ年度が始っておりませんので、詳細は詰めておりませんが、継続ということですので 17 年度の内容についてお話させていただきますと、2 日間にわたってですが、海洋生物に触る、あるいは海草の標本とか水族館の見学などが実施されました。2 日目にはアザラシとかイルカ、海ガメの餌づくり等を学んでいただいて、最後にまとめという形ですが、大体1日9時から午後3時ごろまでのスケジュールで実施いたしましたが、18 年度もそれにならうような形で事業を進めてまいりたいと考えております。

開沼委員長 保護者も一緒に参加できるのでしょうか。

斎藤生涯学習部参事 生徒のみで保護者は同行いたしませんで、公民館職員あるいは生涯学 習課職員が一緒に参ります。

開沼委員長社会教育の分野からしますと、親子共々参加できるとよいですね。

2番目は、放課後児童健全育成事業として2ヵ所が新設されるということですが、なかさと児童クラブは小学校から歩いてどのくらいなのかとか、立地条件をお伺いしたいと思います。あわせてかもめ分館についても伺いたいと思います。

植木生涯学習部参事 なかさと児童クラブの場所は、現在合同でやっております御所見児童クラブの隣になります。このため学校からなかさと児童クラブまでは徒歩で3分です。かもめ児童クラブは現在自治会館の2階にありまして、区分所有で運営している関係で施設の整備、増築等々がしにくい状況にあるために分館を設けるわけです。受け入れ数そのものは現在暫定定数を使って運営しておりまして、おおむね学校からこどもの足で10分弱と考えております。

開沼委員長 3番目は、子ども読書活動推進事業について、具体的な実施計画について ご説明いただければと思います。

武生涯学習部参事 子ども読書活動推進事業は、幅広く子どもたちを取り巻く地域・家庭・学校の連携充実についてさまざまな事業を行っていきたいと思っております。とりわけブックスタートにつきましては、具体的な活動は 11 月からですが、平成 17 年度 4 月生まれ以降の子どもたちを対象に、 1 歳半検診の時期にあわせまして、南北の保健所を拠点にボランティアを募りまして、実施をしていきたいということで、先進都市の柏市等を視察して内容を詰めておるところでございます。

開沼委員長ほかにありませんか。

おおむね議論が出尽くしたように思いますので、議案第36号につきましては、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

開沼委員長 次に、議案第37号教育財産の取得の申出について(秋葉台子供の家)を 上程いたします。事務局の説明を求めます。

植木生涯学習部参事 議案第37号教育財産の取得の申出について(秋葉台子供の家)ご説明いたします。(議案書参照)

本件は、青少年施設の整備を図るために地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定によりまして、申出をするものです。申出をする財産の所在地、名称、現況地目、公簿地目、公簿面積、所有者、取得

価格、取得時期は記載のとおりでございます。本件につきましては、地権者からの申出によりまして、平成 15 年 3 月 31 日に公社が取得したものを市が取得するものです。

開沼委員長 事務局の説明が終わりました。議案第37号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、議案第37号につきましては、原案どおり決定する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

開沼委員長 それでは、議案第37号教育財産の取得の申出について(秋葉台子供の家) は、原案どおり決定することといたします。

開沼委員長 次に、議案第38号藤沢市秩父宮記念体育館に係る指定管理者の選定について、及び議案第39号藤沢市石名坂温水プールに係る指定管理者の選定についてを一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

田中生涯学習部参事 議案第38号秩父宮記念体育館に係る指定管理者の選定についてご説明申し上げます。(議案書参照)

この議案を提出いたしましたのは、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条により、指定管理者を選定し、藤沢市秩父宮記念体育館の管理運営業務を指定管理者に行わせる必要によるものです。指定管理者となる団体は財団法人藤沢市スポーツ振興財団で、指定の期間につきましては2006年(平成18年)4月1日から2009年(平成21年)3月31日までの3ヵ年です。

選定の経過ですが、第1回審査選定委員会は昨年8月22日に開催され、審査委員会は委員長に久世助役、委員に石渡助役、吉野収入役ほか4部長の7名でございますが、当日1名の委員が欠席され、6名の委員により指定管理者を特定する理由並びに審査基準及び審査方法について審議していただきました。特定の理由といたしましては、財団法人藤沢市スポーツ振興財団は、民間主導による市民との協働を基本に、多くの市民に望まれて平成12年に設立され、事業実施に際しては相互に役割分担をして取り組むという市民協働体制を確立していること。財団は秩父宮記念体育館に本部を置き、県内の他の公益法人にない斬新かつ特色ある事業展開をしており、施設が持つ特性を生かした運営と事業の組み立ては密接不可分の関係で、一体的運営が必要な施設であることによるものです。その後11月9日付で同団体から出された申請書類に基づき、11月25日に第2回審査選定委員会を開催し、

施設の役割を適切にとらえた管理運営、 施設利用の平等性の確保、 関係法令及び条例を遵守した適切な管理運営、 指定管理業務について知識及

び経験を有する者を従事させることができ、かつコストの削減が図られること、 安定した経営基盤、 施設利用者へのサービス向上と利用者の拡大、 施設の快適性と利用者の安全確保、危機管理能力、 スポーツ振興に関する 十分な実績を持ち、市内スポーツ関係団体との協働連携が図れること、 その他管理運営に当たっての提案、 管理経費、合わせまして 10 観点、16 項目について総合的に審査した結果、財団法人藤沢市スポーツ振興財団を優先交渉権者として選定したものです。

続きまして、議案第39号藤沢市石名坂温水プールに係る指定管理者の選定についてご説明申し上げます。(議案書参照)

この議案を提案いたしましたのは、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条により、指定管理者を選定し、藤沢市石名坂温水プールの管理運営業務を指定管理者に行わせる必要によるものです。指定管理者となる団体は財団法人藤沢市スポーツ振興財団で、指定の期間につきましては、2006年(平成18年)4月1日から2009年(平成21年)3月31日までの3ヵ年です。

選定の経過ですが、第1回審査選定委員会は昨年8月 22 日に開催され、 審査委員長に久世助役、委員に石渡助役、吉野収入役ほか4部長の7名です が、当日1名の委員が欠席され、6名の委員により応募要領並びに審査基準 及び審査方法等公募に必要な事項について審議していただきました。これに 基づき1ヵ月間公募を実施し、期間内に施設見学を兼ねた説明会を実施いた しました。説明会には 18 団体の参加がありましたが、最終的に応募があっ たのは6団体で、その内訳は株式会社5団体、公益法人1団体です。株式会 社の業種はスポーツ系2社、ビル管理系2社、スポーツ系とビル系のジョイ ントベンチャーが1社です。応募団体に提出を求めた書類は申請書、法人等 の登記簿謄本、法人等の概要書、事業計画書です。選定については1次の書 類選考により5社を選考する予定でおりましたが、応募が6社であったため 5社に絞らず6社によるプレゼンテーションを実施して選定することとし、 12月22日の第2回審査選定委員会において実施いたしました。プレゼンテ ーションは各社ともに事業計画に記載された提案を要約して説明し、これに 対して委員から質疑応答を行う方法で実施いたしましたが、当初予定してい た時間を大幅に上回り7時間に及ぶものとなったため、委員個々の採点のみ にしていただき、集計作業並びに結果に基づく審議は第3回の審査選定委員 会で行うことといたしました。第3回選定委員会は本年1月5日に開催し、 10 観点、16 項目、100 点満点法で行われた採点の集計結果、並びに結果に 基づく審議を行い、出席6委員の総合計点が一番高かった財団法人藤沢市ス ポーツ振興財団を優先交渉権者として選定したものです。なお、審査基準に つきましては、秩父宮記念体育館の指定管理者の審査基準と同様でございま す。以上です。

開沼委員長 事務局の説明が終わりました。議案第38号、議案第39号につきまして ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 指定管理者が決定されたことで、目標とかいろいろな計画が発展すると思うけれども、少子高齢化の中で流動的なスポーツ施設が見込まれるということを加味して、指定管理者の目標・目的の中に将来の計画性について、もちるん 2010 年という藤沢市のスローガンがあるけれども、それと違う社会になっていったときに指定管理者として掲げたものの中で何か特徴的なものがあったら教えていただきたいと思います。

熊谷スポーツ課主幹 スポーツ施設の有効活用については、幾つかの会社から提案いただいた中で財団法人藤沢市スポーツ振興財団を選定してきたわけですが、施設の有効活用あるいは管理運営に対する将来的な計画、考え方につきましては、教育委員会で方向づけをさせていただいております。今回の募集に当たって市のスポーツ振興基本計画並びに元気プランをどれだけ斟酌して市民に対するスポーツの提案ができているかも含めて審査をしております。したがって、内定いたしました財団としてこれからの市のスポーツ施設のあり方なり運営の中で、市が定めた基本計画を越えての新たな提案をしてくるというところは今のところ見られておりません。市が定めた計画に沿った形でいかにそれを具体化していくか、実現していくかというところに主眼を置いての提案となっております。

小野委員 石名坂の方で、今まで財団が関わっていた部分と新しくこういうところが 見られるというところをアピールしてもらえますか。

熊谷スポーツ課主幹 今回、応募各社から提案されました事項につきましては、民間感覚の型破りな提案も相当数ございましたが、現実的に施設を活動させていきながら、利用者の安全をどのように確保していくか。特に水着1つでスポーツされる場所ですので、その安全管理についての考え方が基本になります。今回、提案された中でスポーツ振興財団の危機管理に対する考え方、対応の仕方の部分については、人的な配置、あるいは人材面から見ましても、他の提案よりかなり充実しているということが1つ言えると思います。また、これはほかの提案されている法人と内容的には競合しますけれども、開館時間の延長、早朝開催というのもあります。もう1つ特色として出されておりますのが、これは石名坂に限ってではないのですが、障害者、高齢者、親子と社会的弱者に対するスポーツのプログラム提供、機会の提供について幅広い提案をいただいております。そういったところを勘案して他の応募者と若干差が出たと解釈しております。

開沼委員長 指定管理者制度の導入で新たな一歩を踏み出したわけですけれども、さら に市民サービスの充実に期待したいと思います。

> ほかになければ、議案第38号及び議案第39号については、原案どおり 決定することにご異議ありませんか。

> > (「異議なし」の声あり)

開沼委員長 それでは、議案第38号藤沢市秩父宮記念体育館に係る指定管理者の選定 について、及び議案第39号藤沢市石名坂温水プールにかかる指定管理者の 選定については、原案どおり決定いたします。

開沼委員長次に、その他に入ります。

(1)「生涯学習ふじさわプラン」基本計画の改定について、事務局の説明を求めます。

斎藤生涯学習部参事 「生涯学習ふじさわプラン」基本計画の改定につきましてご説明させていただきます。平成 17 年 6 月 24 日に本部長の市長から社会教育委員会議に諮問がありまして、社会教育委員会議では7月から 11 月まで熱心にご審議いただき、12 月 2 日に答申をいただきました。この期間内にパブリックコメントを 10 月に行ったわけでございますが、それらを踏まえまして基本計画の改定ができ上がり答申を得たものです。(議案書参照)

23ページの基本計画の概要ですが、下線部分についてご説明いたしますと、(1)生涯学習の範囲では、家庭教育の重要性から家庭教育への支援を、(2)生涯学習の必要と目的では、家庭や地域で伝承されてきた生活技術、伝統、文化を次の世代へ継承していくを、(4)生涯学習推進の考え方では、行政の役割と推進目標の中で少子高齢社会への対応、民間関係機関・団体との連携ということを付け加えさせていただきました。

25 ページの生涯学習機会の体系化の(1)成長過程に応じた学習機会の充実の 公共施設等の利用促進で、公民館などの公共施設というものを強調して、「青少年の利用しやすい運営と居場所となるような工夫に努めます」という表現を加えさせていただきました。

26 ページの(4)高齢期については、高齢期の学習機会から介護予防の観点というものから健康の維持増進を付け加えさせていただきました。

27 ページの(3) 防災・防犯・救急・交通安全に関する学習の は、安全 安心のまちづくりの重要性から「地域の防犯に関する啓発活動と学習機会の 充実」という項目を新たに設けさせていただきました。

29 ページの(2)少子高齢社会に関する学習の 次世代育成支援を推進する学習機会の提供を掲げさせていただきました。

30ページの(7)国際理解に関する学習の内なる国際化の推進では、「市

内在住の外国籍の方々の日常生活の支援」を掲げさせていただきました。 (8)キャリア学習ではニート対策、キャリアの教育の重要性から付け加え させていただきました。

そのほかに、下線を引いたところが随所にありますが、策定してからしばらくたちますので、趣旨の変更ではなく表現を少しでも変えたものについては下線をしております。

今後の予定としては2月市議会定例会文教常任委員会に報告し、進めてま いりたいと思います。以上です。

開沼委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問が ありましたらお願いいたします。

これを全部生涯学習課で抱えるのかというぐらい多いものですね。人間が生きるということに関してはすべて生涯学習なのかもしれませんが、年々、公民館の事業費なども減らされていく中で、これから実施計画と予算とバランスのイメージが描けないので、補足説明をいただければと思います。

斎藤生涯学習部参事 ハードではなくソフトの分野につきましては、予算は余り関係なく、

公民館にはそれぞれ優秀なスタッフというか、人的配置が行われておりますし、長い間の藤沢市の社会教育活動あるいは湘南の文化を発信するまちということを総合計画 2020 でも申し上げておりますが、地域、市民の文化度の高さに支えられていますから、多少の予算が減額されたとしても生涯学習の質が下がるとは考えておりません。あわせて実施計画の改定作業を進めておりますが、最終的な各課との調整を踏まえて確定していきたいと思っております。

開沼委員長

職員の皆さんはしっかりとしたプロ意識を持っていらっしゃるので、相 当苦しいのではないかと想像します。

川島委員

改定するには人口の変化もみていると思うけれども、1月5日の市長の年頭のあいさつの中で、藤沢市は2020年には39万都市から42万都市によりと言われたが、その内訳として少子高齢化ということを言うけれども、藤沢市は子どもが多くなってくるような気配もありますし、高齢化はどの地域がどういうふうに変化しているということもデータとしてあると思うけれども、生涯学習の推進云々よりもポイント、ポイントで言っていくことでハードとソフトウエアーを絡ませていくことをされているのかどうか。

それから生涯学習の必要と目的の中で、家庭や地域で伝承されてきた生活技術、伝統、文化を次の世代に継承しとあるが、伝承されてきた生活技術とか伝統、文化は藤沢市のどの辺に行けば見ることができるのか。また生涯学習社会について、もう少し客観的な基本計画の趣旨についてお聞か

せいただきたいと思います。

斎藤生涯学習部参事 市長の言われた人口の変化については、総合計画 2020 の改定作業を やっておりまして、その中で 2010 年は 42 万人として人口は微増となりま すが、地区別で一番の高齢化が進むのはライフタウンの湘南大庭地域で、 一挙に宅地化された関係でほとんどの方が同世代となっておりまして、そ

一挙に宅地化された関係でほとんどの方が同世代となっておりまして、それ以後の新しい方がいないという地区人口になっておりますから、今の人口が一気に高齢化に進んでいきます。それから鵠沼地区、片瀬地区も高齢化が進んでいますし、進んでいくだろうと思います。小田急沿線については比較的マンションなりが建ってきておりますから、それほどでもないと記憶しております。また少子高齢化と一般的に言うけれども、2007年問題に象徴されますように、日本の人口構成は藤沢市も含めていびつになっております。今の1.何人の出生率からしますと、どうしても多くなっている世代が60代に近づいていくような人口構成になっていようかと思います。人口の関係は社会教育委員会議の委員にお示しし、ご審議をいただいております。

それから文化の継承等の部分については、公民館事業等で、例えば年末には注連縄、お飾り、門松づくりといったものを地域の方々のマンパワーを利用して事業展開を図っております。あるいはこれは生涯学習部だけではなく、ケーブルテレビ(パステルふじさわ)あるいはホームページ等を使って藤沢市内の歴史的なものの紹介も行っておりますし、博物館準備担当ではミューネットというインターネット上の画面を利用して、伝統的な文化、江の島にかかわる歴史的なものも紹介しております。それが基本計画に記載されておりませんでしたので、新たに加えさせていただいたというものです。

西山生涯学習部長

生涯学習社会の構築という大きなテーマを背負っておるわけでございますが、今の社会の変化が激しい中で、市民のライフスタイルも大きく変化してきていると思います。たまに夜遅く駅前を歩いても、私たちが育ってきた時代にはお酒を飲んでいる人が多かったのですが、最近は夜12時を過ぎても若い人たちがあふれているということで、市民一人ひとりのライフスタイルが変化してきている。こういう中で行政が生涯学習を推進するという部分では、市民の要求も多種多様、高度化してきているということを認識しなければならない部分であろうと思います。そういう中で予算が削減された中で、事業の実施が今後の実施計画に影響があるのではないか、幅広い事業に取り組めるのかというご意見もありましたが、公民館事業1つとらえても確かに予算的には削減されてきておりますけれども、例えば1つの工夫として公民館が直接経費をもって運営するということではなく

て、公民館の講座を卒業された方々がサークル化して自主的な活動をしております。こうした方々と協働で講座を開催していくという取り組みも多くの公民館でされてきております。これは予算削減の中で1つの工夫のあらわれではないかと思います。行政がお金も場も確保しながら取り組むということは現在では大変厳しい状況の中で、改革改善を加えていく。その中で新たな取り組みが始まると思います。市民ニーズが多様化する中でこういったものも一端として取り組んでいく。また支援していくということも必要だと思います。繰り返しになりますが、生涯学習社会の実現という中で行政は何をしなければならないのかということでは、スポーツも図書館も青少年も公民館も含めて機会の提供と場の提供と、機会の提供というのは講座とかソフト面であって、場の提供ではハード面の整備を一人ひとりの要求に沿うような形で着実に実現していくことが行政の役割ではないかと思っております。今後の実施計画については、全庁各課に基本計画に沿った形で実施計画の報告をいただきながら、それを束ねていくのが生涯学習課の役割だと思っております。

開沼委員長

生涯学習の目的を読んでみて、これは藤沢市だけではなくて、世の中全体が生涯学習を楽しく修めるとか、楽しく学ぶという自己開発のプロセスを経て、地域の伝承、文化の継承にも広がっていくというところで自己開発から自己実現の方へ向かいつつあるのかなと実感いたしました。

ほかにありませんか。

ないようですので、この件は終わります。

開沼委員長

(2) 片瀬中学校教諭の後期中間試験の採点における不祥事について、 事務局の説明を求めます。

林教育総務部長

片瀬中学校教諭の後期中間試験の採点における不祥事についてご報告いたします。平成17年度は7月に小学校の火災事故が、9月には高倉中学校で消化剤の事件が起こりました。このような不祥事は起こしてはならないということで、教育委員会事務局として一生懸命取り組んできたわけでございますけれども、年度末を目前とした12月、1月にかけて教育委員会定例会でこのような状況を報告しなければならないことになりました。事務局を担当する1人といたしまして、まことに遺憾に思っておりますし、申しわけ思っているところです。

この不祥事につきましては、既に教育委員会からの連絡あるいは新聞報道でご承知かと思いますが、事件の概要その後の対応についてご説明させていただきたいと思います。片瀬中学校では12月5日~6日に後期中間試験を実施して、9日までに採点業務を終了させ、その結果をもとに成績資

料を作成して16日から保護者、生徒との面談を実施する予定にしておりました。理科の試験は2日目の12月6日に実施されましたが、当該教諭は期日までに採点を終えることができず、根拠のない点数を記入した成績資料を提出してしまいました。このことから12日に生徒に手渡された中間試験の成績を記した「定期テストの記録」と、13日から14日にかけて生徒に返却された答案との点数が一致せず、生徒や保護者から強い抗議の声が上がりました。校長が調査をした結果、本人の計画性のなさや部活指導の忙しさなどから採点し切れず、根拠のない点数を記入して提出したことが判明いたしました。校長はこのことを14日に口頭で教育委員会に報告しております。学校は16日から21日にかけまして実施した保護者、生徒と担任との面談の場において修正したテストの成績を改めて提示しております。校長は当該教諭に16日の授業の際に各クラスの生徒に謝罪を行わせ、21日には臨時PTA2年学級委員会で学級委員への事情説明を行うとともに、当該教諭に謝罪させております。翌22日の学年集会において校長は2年生の生徒全員の前で当該教諭に改めて謝罪をさせております。

校長は1月11日に2年生の保護者に対して事情説明と謝罪の文書を配布し、さらに1月25日には全保護者を対象にした説明会を開催しております。 事実が判明した後、校長は当該教諭の指導を続けてまいりましたが、一層の指導や授業改善が必要との判断から指導主事派遣を教育委員会に要請いたしました。それを受けて教育委員会では1月13日より指導主事や教科指導員を派遣し、当該教諭の指導・監督を行ってまいりました。校長は学校運営上当該教諭にはこれ以上授業を続けさせることができないと判断し、1月23日から当該教諭を授業から外し、他の教諭に担当させるよう校内体制の変更を指示いたしました。現在、当該教諭はみずからの謹慎の申出によりまして、1月23日より休んでおります。

教育委員会は 12 月 14 日の校長の連絡に対しまして、生徒、保護者への信頼回復に早急に努め、事態の詳細を報告するよう強く校長に指示をしております。教育委員会は校長から逐次口頭で状況報告を受け、学校における信頼回復の取り組み状況を把握するとともに、文書等をもとにした 4 回の事情聴取を行いまして、今回の不祥事の全容把握に努めてまいりました。また、当該教諭に対しましては、現在まで 4 回の事情聴取を行い、事実の確認と今回の不祥事の責任の重さを指摘し、教師に課せられている使命と責任の重さについて厳しく指導をしてきております。当該教諭は生徒・保護者から著しく信頼を失っており、今後とも授業を担当することは相当に難しい状況であると教育委員会は判断しております。教育委員会は当該教諭の責任は重大であり、懲戒処分に当たる案件として県教育委員会へ報告

書を提出することで事務を進めております。なお、この不祥事につきましては、1月25日に文教常任委員会が開催されておりますので、そこで報告をしております。以上です。

開沼委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対しましてご意見・ご 質問がありましたらお願いいたします。

川島委員

この理科担当の先生は、不祥事を起こしたことの反省書とか辞任書といったものは書かれましたか。

田中学務課長

今回の事件の事情聴取を行っている最中で、4回の事情聴取を行っており、現在も指導を行っておりますが、当初は、本人の大きな事件を起こしてしまったという自覚が薄かったという経緯がございます。ただ事が起きて、教育委員会が指導と事情聴取を行う中で徐々に事の重大さを反省し、17年間の教員生活を振り返り、重く受けとめるように指導している段階でございます。しかし、本人の意思としては、今後そういったことを振り返り、戒め、再度教員として教壇に登ることを現在は望んでおります。

數野委員

事情聴取では部活が忙しくて採点ができなかったと言っているようだが、それほど部活が本来の職務を差し置いてもやらなければいけない状況なのか。確かに若い男性の先生が少なくなっていますから、運動部の指導、監督に忙しいというのはあるだろうと思いますけれども、ほかの学校にもそれと近いようなことがあるのかどうか。学校の先生が自分の本業を忘れたということは教員としての資質に欠けていると思うけれども、部活が忙しいということで、そういうことをしないまでもそれに近いような状態で若い男性の先生方がやっているという事実はあるのでしょうか。

田中学務課長

本来の業務は授業、学級指導、その他全体的な指導があるわけで、部活動は教育課程外の指導と位置づけがされております。新聞にこの記事が載ったことで、実際に部活動を行っている教諭が一番怒っているという情報が入っております。私も現場にいたころは部活をやっておりましたけれども、本来の業務をしっかり行った上での部活動指導であるととらえております。他の教員につきましても一切こういうことはないと把握しております。

平岡委員

この当事者は17年間の教育実践を持っているようですが、17年の間に突発的に出たものなのか、そうではなくてちょっと危ない状況があったのではないかと推察いたしますけれども、どのあたりでそういう状況があったのか。それに対してどの程度の指導ができたのかというような実態を教えていただきたいと思います。

田中学務課長

現在、事情聴取を行っている中で、17年間の振り返りの作業を本人に課しております。その中でいつ、どうしてこのような事態に至るような 17 年間

の過ごし方をしたのかといった掘り下げを行っている最中でございます。しかし、教育委員会に聞こえてきた過去の内容等につきましては、今までの部活動の指導の行き過ぎの部分については把握しておりましたが、ここまでの一件が過去に行われていたという内容については情報として持っておりませんでした。こういったことを起こさせるには前の教員生活の部分が非常に大きく影響していると思いますが、教育委員会はそういう情報は受けておりません。また、本人からもこういった内容についてテストを返せるという状況の中で、土日を採点の日と定めたわけですけれども、その日がちょうど大会が入っていたといったことから思うように採点が進まなかった。普通であれば点数を書かずに白紙で同僚教員に報告し、謝罪すべきものと我々は思っているわけですけれども、前回のテストのときにも1日採点を延ばしていただいたという学年の中での経緯がございました関係で、再度、提出の期日を延ばせないといった観点から予想点を記入してしまったといった経緯が報告されております。

數野委員

テストの結果は日をおかずして生徒、保護者それぞれに戻るわけですから、 誰が考えても事実はすぐに露見することなのに、それをあえて行ったという のは、性格的にかなり欠陥があるのではないか。管理者である校長や教頭が そういう事実を今まで把握していないで、初めて知ったとすると指導体制等 についても、基本的な欠陥と考えられ、片瀬中学校だけではなく、全学校に 対してこれからどう対処されるのか。これからも類似なものが出てこないと いう可能性がないとは言えないと思うので、お考えを伺いたいと思います。

落合教育総務部担当部長

当部長 この事件については教職員の間でも極めて信じがたいことであります。いい加減な点をつけて返すという行為自体信じられないということです。その点についても当該本人に事情を聞いている中で、また保護者説明会でも問われたわけですが、説明になっていないという状況です。過去についてどうかということについては、事情を聞いた中では授業の進行が遅れぎみだった。しかし 17 年ですから、若いころに一緒に過ごした校長から聞きますと、意欲のある素晴らしい先生がどうしてというような感想を持たれている。17 年間の中に部活動中心のおごりとか慢心があったということを厳しく指摘しているところでございます。また、今、職員の人事異動の時期ですが、すべての教員のよい面を報告することになりがちですけれども、正確な情報をもとに学校運営、児童生徒に影響のないようにするということを注意し、校長として教頭として情報収集しなければならないと思っています。教育委員会も人事情報につきましては、人事異動する校長には正確に善きこと、悪しきことを含めて情報提供しているつもりでございます。校長は既に授業が遅れているという指摘があったときに学年主任等が指導されているよう

ですが、そういうことであれば、なおさら1学期に遅れたことを含めて今学期の対応についてどうか。また実際にその日程に無理があるとか、教職員全体の中で監視し合うわけではありませんが、計画に無理がなかったかということも含めて学校運営を見直す必要があるということも指導しております。とにかく例のないことで新聞報道され、保護者・生徒に大きな不安と疑心を与えたことは学校全体の管理体制、またそれを把握する教育委員会としても重大な責任であると考えております。この2月に小・中・養護学校の校長会が順次開かれますので、人事異動前に情報の伝達は速やかに、そして正確にということを改めて次の校長会で徹底するつもりでございます。

川島委員

先生方に対して自己点検表を配って客観的に調査をされているのかどうか。今、高等学校も大学も先生に対して生徒や学生が点数をつける教育評価をしているけれども、藤沢市はそういうことをやったことがあるのかどうか伺いたいと思います。

本市では学校評価を全学校で取り組んでおります。名称は学校評 落合教育総務部担当部長 価とか学校づくりアンケートとかさまざまでございますが、現在実施されて いるころでございます。内容は校長会等を中心に研究してさまざまですが、 児童生徒へのアンケート、保護者へのアンケート、本市の場合はほとんどの 学校で外部評価者として学校評議員、PTA、地域の方々等にもアンケート を行っております。その中に授業の分りやすさ、生徒への思いやり、さまざ まな指導における教職員の評価についても、教職員側も行い、保護者側も行 い、また子どもたちも行う。そうした形でそれを突合してどの点に不具合が あるかというようなことを学校全体の振り返りの材料として行っておりま す。また、この結果につきましては、多くの学校で学校だより等で特徴的な 点だけになる学校もございますが、その点を報告しているところでございま す。報告は例年ですと、3月の学校だよりもしくは4月の学校だよりやPT A等を通じて行っているところもあるようでございますが、そうした点検を 今後文部科学省においても義務づけられてくるということですので、私ども では先進的にその部分については取り組んでいると理解しております。

川島委員

個人、個人の情報は個人情報保護条例があって見ることはできないと思いますけれども、そういうマニュアルを一度見たいので、資料提供をしていただきたいが、いかがでしょうか。

落合教育総務部担当部長 教育委員会に報告が来ている学校だより等をご紹介したいと思い ます。

川島委員 ご紹介ではなく、先生間の評価とか空欄に書き込めるアンケートでしょう。 落合教育総務部担当部長 掌握しておりますので、後ほどお渡ししたいと思います。

開沼委員長 部長から自己点検は先駆けてやっているというお話がありましたが、いろ

いろなことをやってくださっていると思っていました。こういうことが出て まいりますと、取り組み自体が信頼性を損なっていく結果につながっていく と思います。今、大変びっくりしているのは、こんなことをやってしまって 本人に自覚がないということです。17年間、日々の教育の現場に立っている ということが理解できない。もう少し事前にその先生自体も認識を改めるよ うな機会が持てなかったのかとか、周囲の先生方がどうにかできなかったの か、憤りを感じます。今伺っておりますと、授業の進行が遅れぎみであると か、そういうことが出てきているわけです。そういう授業を受けざるを得な い子どもたちの状況を考えますと、ほかのことも含めていろいろなことを考 えてしまうわけです。これまでのことを言っても仕方がないかもしれないの ですけれども、いろいろなことを見直していただいて、教育の現場をしっか りと改善していっていただきたいと思います。

落合教育総務部担当部長 今回の採点が遅れたから虚偽の記載をすることについては、教員

仲間としてとても許せないと、こんなことが通っていて、ほかの教員もやっ ていたのではなんて思われたら、とても耐えられないから、厳しく処してほ しいというのが教職員全体の声でございます。また、授業が遅れたことにつ いては、中学校の学年主任もしくは同僚の先生から指導はされているんです。 普通で言えば半分終われば半分教科書も終わるでしょうと指導はしてきて いるし、校長もやっているわけですけれども、何分授業の中身まで積み木の ように3つ積め、4つ積めとはなかなかいかない。当該教諭が進めていくし かないという状況でなかなか難しい。校長の意見に真摯に耳を傾けて、急い でやるということがあればよろしいのですが、実際に遅れた分につきまして は、当該学校では授業時数を変更して、増やして教科の遅れを取り戻そうと いう取り組みをしておりました。そういう意味では学校評価が文部科学省で 位置づけられておりまして、その中で外部からの評価、自校の評価、点検と いうことがより一層厳しく問われている。この事件がもたらすことによって 藤沢市内の教職員に与える大きな影響、信頼を失ったと思っております。そ のためにも一刻も早く信頼を回復するように、校長又は教育委員会がこうい うことが起きない新しい取り組みをしなければならないと考えております。 いろいろとご心配をかけて恐縮でございますけれども、事件については県教 委が処分を検討するということでございますから、成り行きを見守りながら 保護者・生徒の動揺を押さえて、何とか年度末を無事に迎えたいと願ってい るところでございます。

小野委員

今回の事件は常識では考えられないことでございまして、体調が悪いとか、 その期限までに採点ができないという状況はあり得ることだと思います。た だそれを正直に空欄で出すというような形にすれば、まだ周りから理解は得 られると思うのですけれども、すぐわかってしまうような虚偽の点数を入れたことについては、誰も想定していない状況だと思います。委員長からも厳しく指摘がありましたけれども、藤沢の先生はそんなことをやっているのかと先生に対する信頼が壊れてしまったという思いがして本当に残念だと思っております。これは高校入試も変わってきておりまして、評価についてもさまざま問題が指摘されているところでありますけれども、藤沢の絶対評価に対する信頼性も失われてしまったというような状況だと判断しております。したがいまして、現時点では私の考えとしては、この先生については子どもたちの前に立たせたくないということを考えておりまして、どういう処分が降りるかについては県教委に任せるとして、藤沢市の服務監督の範囲としては子どもたちの前に現時点では立たせられないということで、4月以降についても同じような考えで、どうするか考えていきたいと思っています。1人の行為がこれほどまでに藤沢市がこれまで築いてきた教育を壊してしまったと、信頼を失ってしまったことについては申しわけない思いでいっぱいでございます。

開沼委員長

ほかにありませんか。

ないようですので、この件を終了いたします。

 $\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div\div$

開沼委員長

以上で、本日予定いたしました公開での審議案件はすべて終了いたしました。

開沼委員長

次回の定例会の期日を決めたいと思います。次回の定例会は3月21日(火)午前10時から。場所は東館2階教育委員会会議室において開催ということで、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

開沼委員長

それでは、次回の定例会は3月21日(火)午前10時から。場所は東館2階教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。 午後5時05分 休憩 この会議の結果を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員